

さいたま市  
福祉まるごと相談窓口  
～各支援のご案内～



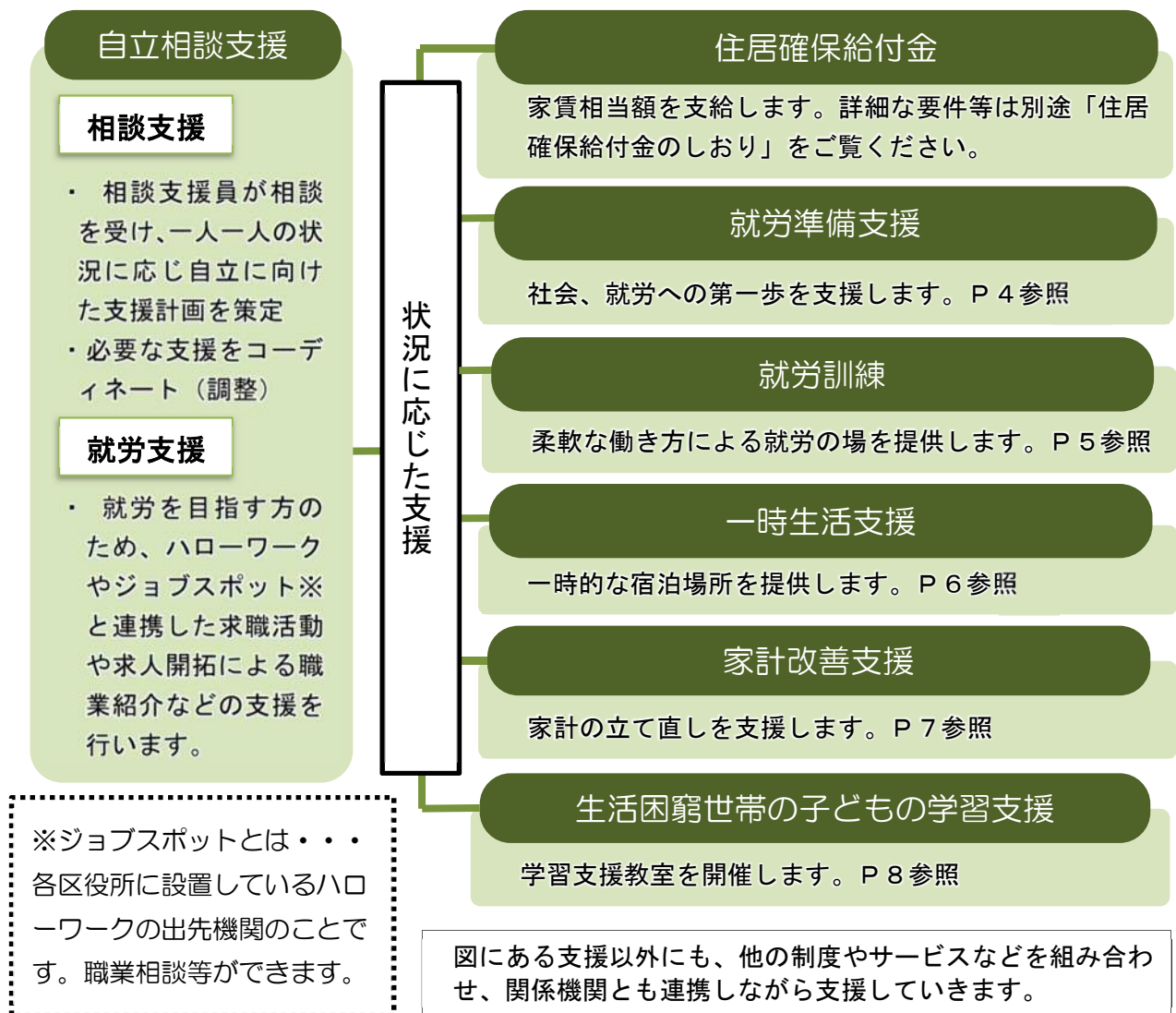
令和4年6月

## 福祉まるごと相談窓口とは

- ◆ 福祉まるごと相談窓口（以下「相談窓口」といいます。）は、生活にお困りの方や福祉のさまざまな課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う福祉の総合相談窓口です。
- ◆ さまざまな生活上の困りごとや不安を抱えている方の相談をお伺いし、どのような支援が必要か一緒に考え、生活困窮者自立支援制度の各支援を中心とした具体的な支援プランを作成します。また、相談内容に応じて、適切な関係機関をご案内するなど、他の関係機関とも連携して包括的な支援を行います。

※ 相談窓口は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、さいたま市が設置し、運営しています。

### 《福祉まるごと相談窓口で実施する各支援》



# 自立相談支援

## 1 支援の内容

相談支援員が、お困りの内容をお聞きし、どうしたら解決できるか、解決のためにどういった支援が必要か、一緒に考え、具体的なプランを作成します。

プランで立てた目標の実現に向け、ご本人の活動を相談支援員が支援していきます。

また、すぐに仕事に就くことを目指す方には、就労支援員がハローワークやジョブスポットと連携した求職活動の支援等を行う就労支援を実施します。

## 2 対象となる方

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮している方（生活保護受給中の方は除きます。）

## 3 ご利用の流れ

### (1) 相談受付

- ・ 相談支援員が、生活の困りごとや不安をお聞きします。
- ・ ご希望をうかがいながら、解決方法を一緒に考えます。
- ・ 利用可能な制度やサービスもご案内します。

### (2) 利用申込み等

- ・ 他の制度やサービスのご案内だけでなく、生活の安定に向けて継続的な支援を受けることをご希望される方からは、「相談受付・申込票」により、ご本人から自立相談支援の申込みを受け付けます。

※ 自立相談支援では、支援に必要な範囲で、関係機関との間での個人情報共有の仕組みになっています。「相談受付・申込票」へのご記入の際にこのことをご説明し、同意をいただくこととなります。

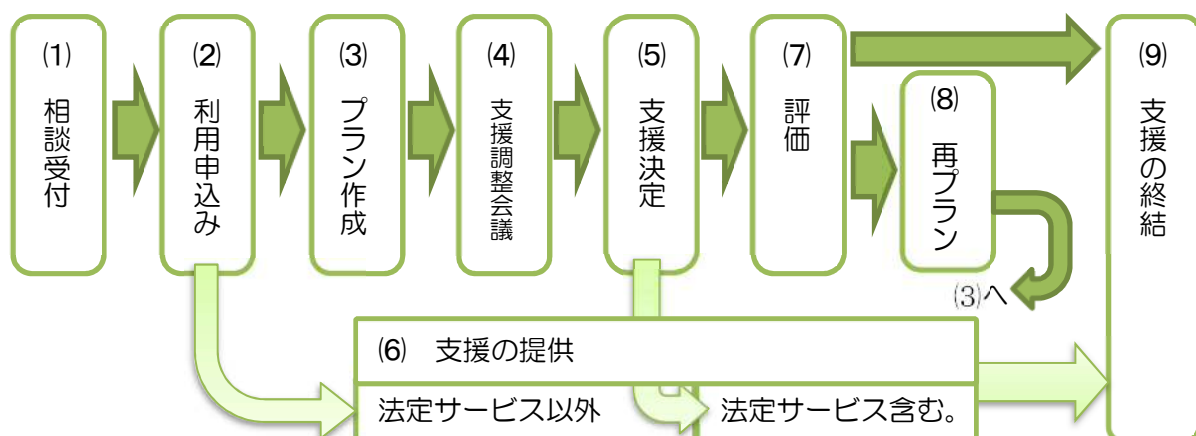
- ・ このとき、緊急的な支援（住居確保給付金や一時生活支援）を必要とされる方からは、それぞれの申請又は申込みも同時に受け付けます。
- ・ なお、すぐに就職を目指す方は、「相談受付・申込票」による申込みの後、就労支援員との面談の上、キャリア相談、ジョブスポットと連携した就労支援、求人開拓による職業紹介などの支援を受けることができます。

### (3) 支援プランの作成

- ・ 必要に応じて、更に詳しい状況をお聞きし、問題を整理していきます。
- ・ 問題の解決に向け、自立に向けた目標や必要な支援内容を一緒に考え、具体的な支援プラン（以下「プラン」といいます。）の案をご本人と相談支援員が協働して作成します。
- ・ プラン案には、法定サービス（住居確保給付金、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援のことです。）のほかにも、他の関係機関や関係者による支援も盛り込まれます。

- プラン案が決まりましたら、その内容を記載した「プラン兼事業等利用申込書」により、プランに基づく支援への同意と事業等の利用の申込みを行っていただきます。
- (4) 支援調整会議
- 相談窓口は、ご本人の支援に関わる機関が参加する「支援調整会議」を開きます。
  - 支援調整会議では、プラン案の内容が適切か、それぞれの機関がどのような役割を果たすかなどが話し合われます。
- (5) 支援決定
- プランに法定サービスが含まれていた場合は、相談窓口で、支援決定の手続きをとり、ご本人には、「支援提供（変更）通知書」をお渡しします。
- (6) 支援の提供
- プランに基づき、支援が提供されます。
  - 法定サービスは、支援決定の後で提供されることとなりますが、それ以外の支援は、支援決定前でも、随時提供されます。
- ※ 法定サービスでも、緊急支援の場合は、別の手続きで決定され、提供されます。
- (7) 評価・再プラン
- プランには、期間を定めることとなっています。
  - プランの期間が終了したときなど、定期的に目標の達成状況などを評価し、必要があれば、再プランの作成を行います。
  - 再プランの作成は、(3)からの流れと同様になります。
- (8) 支援の終結
- プランの目標を達成したときなど、自立相談支援の支援が必要なくなったときは、支援の「終結」となります。
  - 終結となっても、その後もご本人が自信を持って次のステップに進めるように、必要に応じてフォローアップしていきます。

図 ご利用の流れ



## 就労準備支援

### 1 支援の内容

就職を目指しているものの、「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、プログラムに沿って、ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上など就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

### 2 対象となる方

自立相談支援の利用を申し込まれた方で、申込み時に次の①及び②のいずれにも該当する、又は、③に該当する方が対象となります。

- ① 申込日の属する月の、申込者及び申込者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の「収入基準額」以下であること（収入には、公的給付を含みません。）。
- ② 申込日において、申込者及び申込者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が、次の表の「資産基準額」以下であること。

世帯人数	①収入基準額	②資産基準額
1人	129,000円	504,000円
2人	184,000円	780,000円
3人	231,000円	1,032,000円
4人	273,000円	1,284,000円
5人	314,000円	1,782,000円

※ 6人以上の世帯の基準額は、必要に応じてお問い合わせください。

- ③ ①又は②の基準額を下回るおそれのあること。

### 3 ご利用の流れ

- 自立相談支援において、「(3)プラン作成」をする際に、相談支援員（就労支援員）からの提案やご本人からのご要望に応じて、支援内容をご説明します。
- 2の要件を満たしているかを確認させていただきます。
- 就労準備支援の利用のご希望があり、要件を満たしている場合は、「プラン兼事業等利用申込書」により、就労準備支援の利用の申込みを受け付けます。  
※申込書以外に必要な書類がありますので、別途ご案内します。
- 支援調整会議が終わり、支援決定がされましたら、就労準備支援の提供を受けることができるようになります。
- 就労準備支援の終了後は、就労支援員がハローワークやジョブスポットと連携を図りながら求職活動を支援していきます。



## 就労訓練（いわゆる「中間的就労」）

### 1 支援の内容

就労訓練事業とは、すぐに一般企業等で働くことが難しい方を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用を提供する事業です。

利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施します。

支援付雇用型か非雇用型のいずれかの形態で利用していただきます。

【非雇用型】 利用者は、就労訓練事業者と雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験します。

【支援付雇用型】 利用者は、就労訓練事業者と雇用契約を締結し、専任担当者の支援を受けながら働きます。

### 2 対象となる方

自立相談支援の利用を申し込まれた方で、働くことに自信を失ってしまった方、長期間仕事をしていない方、精神疾患を抱える方、生活リズムが崩れてしまった方など、すぐに一般企業等で働くことが難しい方が対象です。

### 3 ご利用の流れ

#### (1) 相談受付

自立相談支援における「(1)相談受付」で、相談支援員からの提案やご本人からのご要望に応じて、支援内容をご説明します。

#### (2) 申込み ⇒ 支援決定

利用申込み後、相談支援員、就労支援員、受入れ先の就労訓練事業者との間で事前打合せを行い、支援調整会議を経て支援決定を受けます。

#### (3) 支援プログラム作成 ⇒ 訓練の開始

支援決定後、受入れ先の就労訓練事業者が就労支援プログラムを作成します。訓練開始後、就労支援員が受入れ先の就労訓練事業所を定期訪問するなどして、訓練状況を把握します。

#### (4) 訓練の終了 ⇒ 一般就労へ

訓練期間が終了すると、受け入れ先の就労訓練事業者とともに、就労訓練の振り返りを行います。就労訓練の実績を踏まえて、就労支援員とともに、一般就労に向けての求職活動を行っていただきます。

## 一時生活支援

### 1 支援の内容

一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

### 2 対象となる方

一定の住居を持たない方で、申請時に次の要件に該当する方が対象となります。

- ① 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の「収入基準額」以下であること（収入には、公的給付を含みません。）
- ② 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が、次の表の「資産基準額」以下であること。

世帯人数	①収入基準額	②資産基準額
1人	129,000円	504,000円
2人	184,000円	780,000円
3人	231,000円	1,000,000円
4人	273,000円	
5人	314,000円	

※ 6人以上の世帯の基準額は、必要に応じてお問い合わせください。

- ③ 事業利用後、安定した居宅生活を送ることが見込まれること。

### 3 ご利用の流れ

- ・ 自立相談支援における「(1)相談受付」で、相談支援員からの提案やご本人からのご要望に応じて、支援内容をご説明します。
- ・ 2の要件を満たしているかを確認させていただきます。
- ・ 一時生活支援の利用のご希望があり、要件を満たしている場合は、自立相談支援の利用申込みの受付（「相談受付・申込票」の受領）と同時に、「一時宿泊施設利用申出書」等により、利用の申請を受け付けます。
- ・ 緊急支援の決定の手続きを経て、一時生活支援（一時宿泊施設）を利用することができるようになります。
- ・ 一時生活支援利用中に、求職活動など、生活の安定に向けた活動を行っていただきます。



## 家計改善支援

### 1 支援の内容

家計改善支援員が、家計に関する問題（収入の不足や一時的な支出、多重・過剰な債務、公共料金等の滞納など）についてのご相談を受けます。

家計表やキャッシュフロー表などを作成することで家計を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを「家計再生プラン」にまとめます。

当面の家計の問題を解決しながら、再び同じ問題が起きないように、ご本人が自らの力で家計を管理できるようになることを目指して支援していきます。

### 2 対象となる方

自立相談支援の利用を申し込まれた方で、家計管理に課題がある方が対象となります。

### 3 ご利用の流れ

- 自立相談支援における「(1)相談受付」で、相談支援員からの提案やご本人からのご要望に応じて、支援内容をご説明します。
- 家計改善支援の利用をご希望される方からは、「相談受付・申込票」により自立相談支援の利用申込みと同時に家計改善支援の利用の申込みを受け付けます。  
※ 「相談受付・申込票」は、自立相談支援の申込書と家計改善支援の申込書を兼ねたものになっています。
- 相談支援員が、家計改善支援員との面談の予約を行います。
- 家計改善支援員が、詳しい家計の状況（収入や支出など）をお伺いし、家計の再建に向けた目標や支援内容を「家計再生プラン」にまとめます。
- 家計再生プランは、自立相談支援のプラン案と一緒に「(4)支援調整会議」で話し合われます。
- 支援調整会議の後、支援決定がされると、家計再生プランに沿って家計改善支援が提供されることとなります。





## 生活困窮世帯の子どもの学習支援

### 1 支援の内容

市内で週2回開催（土・日・祝日・年末年始を除く）している学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※ 教室の場所や開催時間等については、相談支援員へお問い合わせください。

### 2 対象となる方

相談窓口で支援を受けている世帯の中学生

※ 一部の区では、小学5～6年生を対象とした小学生教室も開催しています。

詳しくは、相談支援員へお問い合わせください。

### 3 ご利用の流れ

- 自立相談支援における「(1)相談受付」で、相談支援員からの提案やご本人からのご要望に応じて、支援内容をご説明します。
- 学習支援教室の利用のご希望がある場合は、自立相談支援の利用申込の受付（「相談受付・申込票」の受領）後、「学習支援教室 参加申込書」により参加申込を受け付けます。
- 学習支援教室の参加決定の手続き後、保護者宛に参加決定通知書が送付されますので、決定通知書に記載されている教室に参加することができます。
- 参加決定された年度内は、学習支援教室に参加することができます。
- 年度をまたいで参加する場合は、新年度分の「学習支援教室 参加申込書」を提出し、再度参加決定を受ける必要があります。



## 住居確保給付金

- ◆ 住居確保給付金の支給要件、申請手続などは、「住居確保給付金のしおり」に詳しく記載してありますので、そちらをご覧ください。

## 資産、収入の状況等を調査することがあります

- ◆ 就労準備支援事業又は一時生活支援事業を実施する上で必要があるときは、法律に基づいて、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、雇用主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。

## 福祉まるごと相談窓口の所在地、電話番号等

- ◆ ご相談は、お住まいの区の相談窓口にご連絡ください。  
※お住まいがない場合は、最寄りの相談窓口にご連絡ください。
- ◆ 受付時間は、9：00～17：00です。（初回のご相談は、16：30までにお越しいただくようお願いいたします。ご相談には時間がかかる場合がありますので、お早めにお越しください。）

区	所在地	電話番号・FAX 番号
西区	西区西大宮 3 丁目 4 番地 2 (西区役所福祉課内)	TEL:048-620-2656 FAX:048-620-2762
北区	北区宮原町 1 丁目 852 番地 1 (北区役所福祉課内)	TEL:048-669-6056 FAX:048-669-6167
大宮区	大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番地 1 (大宮区役所福祉課内)	TEL:048-646-3065 FAX:048-646-3165
見沼区	見沼区堀崎町 12 番地 36 (見沼区役所福祉課内)	TEL:048-681-6058 FAX:048-681-6162
中央区	中央区下落合 5 丁目 7 番 1 0 号 (中央区役所福祉課内)	TEL:048-840-6052 FAX:048-840-6165
桜区	桜区道場 4 丁目 3 番 1 号 (桜区役所福祉課内)	TEL:048-856-6261 FAX:048-856-6272
浦和区	浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 (浦和区役所福祉課内)	TEL:048-829-6196 FAX:048-829-6238
南区	南区別所 7 丁目 20 番 1 号 (南区役所福祉課内)	TEL:048-844-7161 FAX:048-844-7277
緑区	緑区大字中尾 975 番地 1 (緑区役所福祉課内)	TEL:048-712-1162 FAX:048-712-1270
岩槻区	岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号 (岩槻区役所福祉課内)	TEL:048-790-0191 FAX:048-790-0265